



＜写真は前列右から笠原忠雄さん、野内敏政さん、小林シヅさん、池田収入役、阿部忠五郎さん、藤村良平さん、後列右から間島議員、木村教育長、神保議員、田村総務課長＞ 長沼清松さんは欠席されました。

# 功労をたたえ六氏を表彰

## —— 第十一回月潟村表彰式 ——

村では、村政の発展、産業、文化、社会福祉の向上などに永年にわたって尽力され、その功労の顕著な方々を毎年、村の表彰条例に基づいて表彰を行っています。今年の表彰式は十一月二十三日、勤労感謝の日に行われ、次の方々が表彰されました。

- 一、村の行政・教育・文化・産業・保健衛生・民生・土木・土地改良・災害・納税・慈善事業・

- 二、満九年以上、農業委員会の職にあつた者および、満十二年以上監査委員、選挙管理委員会委員、教育委員会委員の職にあつた者

その他公益事業について功労顕著なる者

故 小林 昌二殿

生前、村議会議長をはじめ数々の役職を歴任され、村政発展に尽力された功績。

- 三、村の職員として満二十年以上勤続し成績がすぐれ功労がある者と認められる者

笠原 忠雄殿

昭和三十六年七月より月潟村職員として勤務。



今年もまた雪の季節を迎え、冬期間の交通確保を図るため、除雪計画を次のように樹立しました。

第一に 今年の除雪路線(別図)は昨年購入しましたグレーダーを十分活用し、「能率のよい除雪」を考えております。

除雪機械の出動は、昨年どおり各路線を定め、グレーダー路線及び第一次、第二次路線は降雪量が概ね十五cm以上、第三次路線は二十五cm以上降雪する見込みの場合に行ない皆様方の出勤時、子供達の通学時までに除雪する考えであります。

又、日中の除雪作業も十分予想されますので、小さなお子さんをもちの御家庭では除雪車に対する交通安全指導を徹底されるようお願い致します。

第二に 積雪時における消火活動対策として 消火栓及び防火水槽のまわりはきれいに除雪し、また防火用水となる各用水路には、ところどころ取水口を設けていつでも消火活動が出来るようにしておいて下さい。尚、各家庭で排雪した雪は用水路に捨てないように御注意願います。

第三に 除雪に対する苦情・要望等は、総代を通じ役場の開発課へ申し出て下さい。

また、除雪中における損害賠償については、除雪車が直接、接触して与えたものだけとしております。そのため、降雪しないうちに路上に放置してある物品、樹木の枝などは早急に処理するようにしましょう。

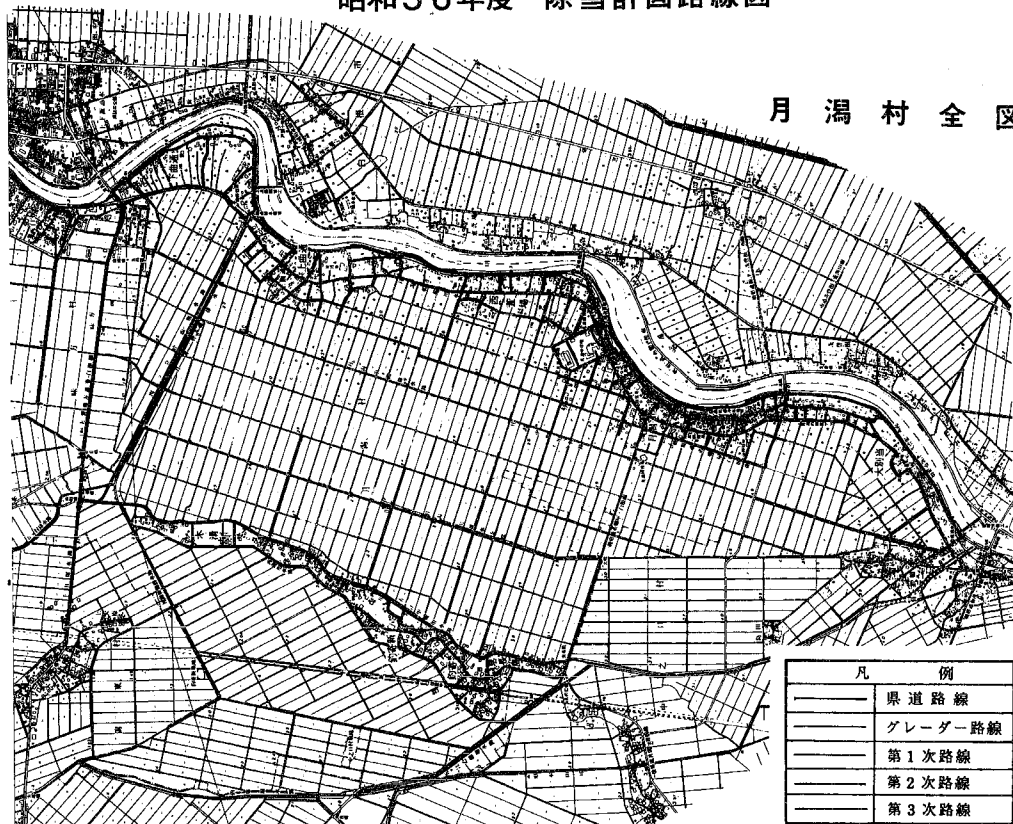
尚、除雪の際、田畑に入った砂利等の拾い代も賠償していません。第四に 豪雪時における大雪月潟、大別当、西普場の市街部の排雪は、役場、総代、商工会の指示に従い行って下さい。

また、月潟橋、萱場橋、下曲通の各坂道には常時、凍結防止剤を設置しておりますので御利用下さい。

最後に 毎年一番の問題となるのが道路における車の長時間駐車です。今年も、冬期間駐車禁止区域(後日、全家庭にチラシ配布)を定めました。期間は、昭和56年12月5日より昭和57年3月15日までです。また、日中の駐車場として、商工会脇、役場前、ライムライト脇に駐車場を用意しておりますので、買物その他の際には、広く御利用下さい。

このような除雪対策のもと、冬期間の交通確保に皆様方の深い御理解、御協力をお願いします。

## 昭和56年度 除雪計画路線図



た者

長沼 清松殿

阿部忠五郎殿

藤村 良平殿

野内 敏政殿

農業委員会委員として満九年以上在職され、村政発展に尽力された功績。

故 小林 昌二殿

生前、農業委員会委員として九年以上在職され、村政発展に尽力された功績。

- 三、村の職員として満二十年以上勤続し成績がすぐれ功労がある者と認められる者

笠原 忠雄殿

昭和三十六年七月より月潟村職員として勤務。

## 「コミュニティーの拠点」

### 三集落センター竣工

工業再配置促進費補助事業で七月末日より着工した、月潟、東長島、釣寄の集落開発センターが完成し十一月六日竣工式が挙行されました。この施設は集落民の生活、文化、福祉の向上と自治機能の活動を促す各種の研修会、講習会、指導会等の各種集會に利用して頂き地域連帯意識を高め地域全体発展に寄与する目的で建設されたものです。

施設の概要は……

▲月潟集落開発センター

○建築面積 一六九、七六㎡

○室数 和室 一五帖 三室

相談室 八帖 一室

調理室 一七五帖 一室

▲東長島、釣寄集落開発センター

○建築面積 一一八、四二㎡

○室数 和室 一〇帖 一室

〃 一五帖 一室

〃 八帖 一室

調理室 一四五帖 一室

(三施設とも水洗便所です)

からなっており、十二月一日より部落総代に管理運営を委託しましたので十分活用して下さい。

又使用後は必ず清掃し、使用日誌記入、火の始末を厳重に行う等配意し施設保全に努めて下さい。

## 書き損じた年賀はがきは新しいものと交換できます

あつ、いけない、住所を間違えた一年賀状を書き損じた経験はどなたも一度ならずあることでしょう。それはともかく、書き損じたはがきを破いてしまったり、くしゃくしゃにしてクズかごにポイと捨てたりしていませんか。

場合、書き損じたものや多く印刷しすぎてしまったあいさつ状などは、郵便局に持っていき、新しいはがきと取り換えてくれます。交換手数料は、次のとおりです。通常はがき 一枚五円 往復はがき 一枚十円 このほか「ミニ・レター」と呼ばれる郵便書簡も一枚十円で交換

してくれます。

ただし、はがき、郵便書簡とも切手に相当する部分を汚したり、傷つけたものは、交換できません。

